

再犯防止の推進

3 すべての人に
健康と福祉を



11 住み続けられる
まちづくりを



16 平和と公正を
すべての人に



- 県および市町において実施される、再犯の防止等の推進に関する法律に規定する地方再犯防止推進計画に基づく取組が継続的・安定的に実施できるよう財政措置による支援をお願いしたい。

【提案・要望先】法務省

1. 提案・要望内容

県および市町における再犯防止推進施策を継続的・安定的に実施するための財政措置

- 国と地方公共団体の役割分担等を踏まえた「第2次再犯防止推進計画（仮称）」の策定と、地方公共団体の再犯防止の取組への必要な財政支援

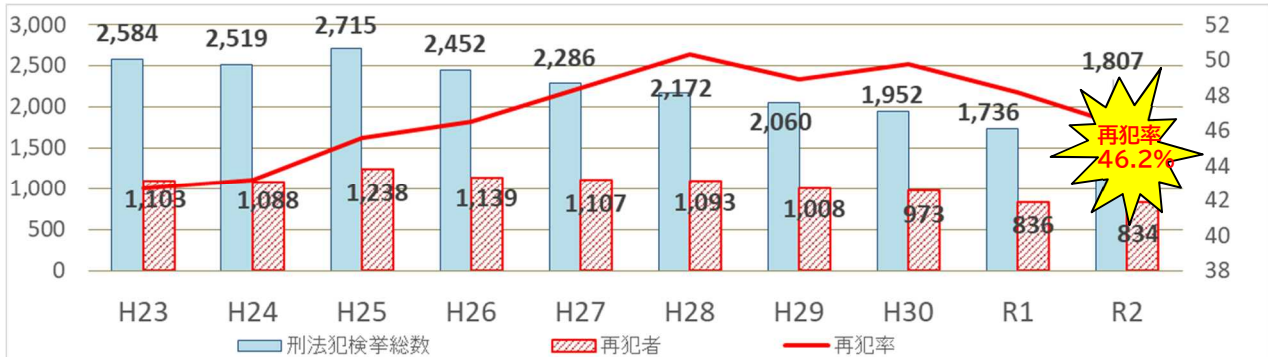
2. 提案・要望の理由

- 犯罪をした者等が地域社会で孤立しないための「息の長い」支援を行うには、刑事司法関係機関、更生保護・福祉の支援等を行う民間団体、保護司、企業、市町および地域住民など地域のあらゆる主体の参画のもと、国・県・市町・民間協力者等が一丸となった取組を実施することが求められている。
- 特に、①刑事司法関係機関と保健医療・福祉サービスとの連携強化、②県と更生保護協力組織との連携強化、③市町における取組の促進、④地域の支援者、協力雇用主や福祉事務所等が安心して受け入れができる支援者支援の整備、の4点が必要であり、本県としても、県再犯防止推進計画（平成31年度～令和5年度）に基づいた取組を進めているところ。
- 国では令和4年度中に「第2次再犯防止推進計画（仮称）」の策定が予定されているが、本県では19市町中12市町で再犯防止推進計画が策定済みであり（令和4年3月末時点）、こうした地方での取組や令和2年度まで実施されていた「地域再犯防止推進モデル事業」の成果を踏まえ、国・地方の役割分担や連携のあり方を次期計画で整理されるとともに、地方公共団体による再犯防止推進施策を継続的・安定的に実施するための国による財政措置が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 本県における再犯の状況

- 令和2年における検挙（送致）人員は1,807人と減少傾向にあるものの、うち再犯者は834人となっており、再犯率は46.2%と高止まりしている。（全国 R2:49.1%）

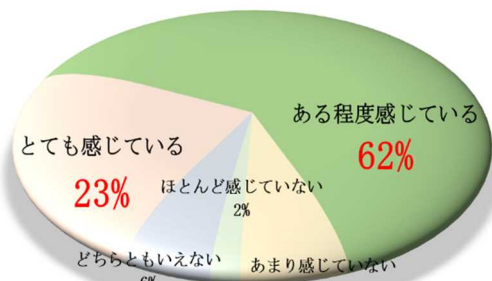


(2) 本県における再犯防止の取組

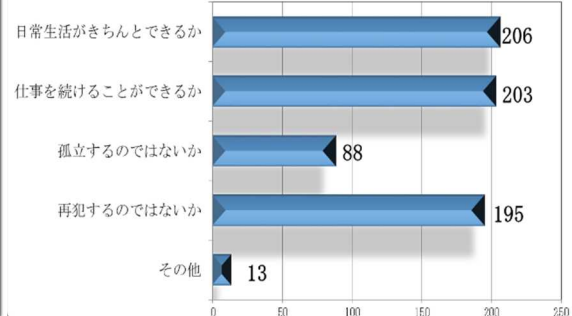
- ① 保健医療・福祉、就労、居住等の切れ目のない支援
3つの地域再犯防止推進モデル事業を継続して実施
- ② 県と更生保護協力組織との連携強化
 - 県独自の顕彰制度（知事感謝状）（R3～）
 - 県民向けフォーラム開催（R3～）
 - 保護司アンケートの実施（R3）



◆保護観察終了対象者の今後に不安



◆保護司が終了対象者に抱く不安の内容



- 保護観察期間を終了した者への見守り支援（R4～）

- ③ 市町における取組の促進
担当者会議等を通じた継続的な働きかけ（法務省の地域連携協議会と連携（R3））
- ④ 協力雇用主の増、幅広い業種からの登録促進
入札参加資格審査の優遇制度の拡充（R4～）

(3) 令和元年5月、山下法務大臣（当時）との「再犯防止「三方よし」宣言」



担当：
健康医療福祉部健康福祉政策課
企画調整係 TEL 077-528-3519